

その他の記事 消費者グループ連絡会活動報告 … P 3  
消費者センターからのお知らせ … P 4

## 契約はしたけれど・・・ クーリング・オフ制度をご存知ですか？

(ウェルファーム杉並 子ども・子育てプラザ天沼側入口 平成30年3月撮影 提供 杉並区広報課)

私たちは日々の暮らしのなかで様々な契約をしています。いったん成立したら守らなければならない、一方的にやめることができないのが契約の原則です。しかし、不意の訪問や電話など、一定の条件で成立した契約は一定期間内であれば消費者側から無条件に解除することができます。これがクーリング・オフ制度です。

### こんな契約をしたが、やっぱりやめたい

- **訪問販売**  
自宅に訪ねてきた事業者の商品を買ってしまった。
- **電話勧誘販売**  
事業者から電話がかかってきて商品を買ってしまった。
- **特定継続的役務提供（特定の7種のサービス）**
  - ・ エステティック・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室
  - ・ 結婚相手紹介サービス・美容医療
- **訪問購入**  
電話で勧誘され、訪ねてきた業者に自宅にある物品を買い取られた。

- **連鎖販売取引（マルチ商法）**  
会員になって商品を購入し、さらに会員になる人を勧誘すると高い収入を得られると誘われて会員になった。
- **業務提供誘引販売取引**  
在宅の仕事を紹介するが、その仕事に必要なだからと言われて機材やテキストを買ってしまった。



消費者庁  
イラスト集より

クーリング・オフの期間は  
8日間

解約できる期間  
(申込書や契約書（正しい記載のもの）を受取った日から）

クーリング・オフの期間は  
20日間





通信販売はクーリング・オフができません。契約の時に事業者が定めた返品  
のルールに従うことになります。

訪問販売や電話勧誘販売での契約でもクーリング・オフが適用されないことがあります

- クーリング・オフ期間が過ぎている。
- 営業や仕事のためにした契約
- 代金が3,000円未満の現金での取引
- 化粧品や健康食品などの指定消耗品を使用した場合の使用済み分
- 葬儀、乗用自動車などの適用除外にあたる商品、サービス



消費者庁イラスト集より

上記以外にもクーリング・オフができない場合がある一方、契約書面の不備などで期間が過ぎていても可能な場合があります。消費者センターにご相談ください。

クーリング・オフ書面の書き方

クーリング・オフができる期間内に、はがきなど書面で通知します。はがきの両面をコピーして、控えを証拠として残します。クレジット契約をしている場合は、販売会社（訪問購入の場合は買取会社）とクレジット会社に同時に通知します。郵便局から「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付します。その際、受領証、はがきのコピーは一緒に保管しておきます。



販売会社あて

**契約解除通知**

下記の契約を解除します。

- ・契約年月日 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日
- ・商品・役務名 \_\_\_\_\_
- ・契約金額 \_\_\_\_\_円
- ・販売会社 \_\_\_\_\_株式会社

担当者 \_\_\_\_\_

なお、支払済の \_\_\_\_\_円は、  
直ちに返金してください。 }\*

商品は早急に引き取ってください。 }  
\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_株式会社  
代表者 \_\_\_\_\_様

クレジット（信販）会社あて

**契約解除通知**

下記の契約を解除します。

- ・契約年月日 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日
- ・商品・役務名 \_\_\_\_\_
- ・契約金額 \_\_\_\_\_円
- ・販売会社 \_\_\_\_\_株式会社

担当者 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_信販会社

\*代金を払ったり、商品を受け取ったりしている場合に書き加えます。

買取業者あて（訪問購入の場合）

**契約解除通知**

下記の契約を解除します。

- ・契約年月日 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日
- ・商品・役務名 \_\_\_\_\_
- ・買取金額 \_\_\_\_\_円
- ・買取会社 \_\_\_\_\_株式会社

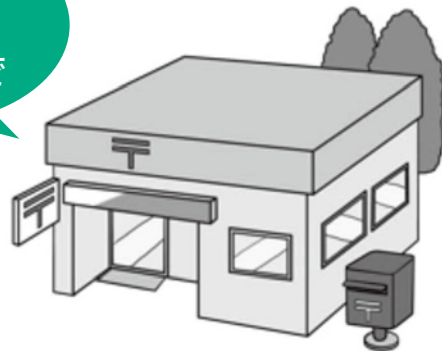
担当者 \_\_\_\_\_

なお、引渡し済みの \_\_\_\_\_を  
返してください。  
\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_株式会社  
代表者 \_\_\_\_\_様

特定記録郵便  
または  
簡易書留で



参考：東京くらしWEB、  
独立行政法人 国民生活センター 注目情報、  
消費者庁取引指導課



2019年  
活動報告

## 杉並区消費者グループ連絡会



私たちの会は現在8つの消費者団体・グループで構成されています。毎月第4木曜日に定例会を開き、消費者センター・保健所から情報を受けたり、意見交換をしています。身近な生活の課題や問題について学習会や上映会を開いています。

1月19日

### 学習会「世界の水事情と水道の民営化」

21世紀は水紛争の時代になるだろうといわれています。水ジャーナリスト橋本淳司さんに世界の水事情や、水道法が改正されたわが国の水道民営化について解説していただきました。



世界の水事情と水道の民営化

7月7日

### 映画「パパ、遺伝子組換えってなあに？」鑑賞とお話会

3人の子どもを持ったことで「食」について考えるようになった父親が監督として「遺伝子組み換え作物— GMO」の実態に迫ったアメリカのドキュメンタリー映画です。上映後、参加者の方々に感想を話し合い、食の安全について考える機会となりました。井草地区区民センター協議会との、当会初めての協働事業でした。



遺伝子組み換え学習会

9月28日

### 学習会「遺伝子組み換え食品とゲノム編集食品」

食料の6割を輸入に頼る日本では、現在流通している遺伝子組み換え食品に加え、ゲノム編集食品も流通することになりました。食政策センター・ビジョン21代表 安田節子さんに、この2つの食品の違いや問題点について解説していただきました。

10月20日

### 「いただきます みそをつくる子どもたち」上映会と監督のミニトーク

福岡、高取保育園を舞台にした食育ドキュメンタリー映画で、食べることの大切さを実践する子どもたちの生き生きとした日常が描かれています。上映後、オオタ・ヴィン監督は食と体の関係などわかりやすく話してくださり、多くの若い世代の方が耳をかたむけました。NPO法人メダカの学校との協働事業でした。



区長と面談

12月3日

### 区長に予算要望を提出

プラスチックごみ削減など環境配慮行動の充実、防災の視点から訓練設備点検、井戸の設置、大気汚染測定助成など4項目を要望しました。

**消費者の権利** …… 2004年に制定された大切な消費者基本法の基本理念です。

- ①安全が確保される権利
- ②選択の機会が確保される権利
- ③必要な情報が提供される権利
- ④教育の機会が確保される権利
- ⑤意見が反映される権利
- ⑥適切かつ迅速に被害から救済される権利



こんな相談がありました!!

## 身に覚えのない「送りつけ商法」にご注意!!

注文していない商品を送りつけ、受け取ったことで支払い義務があると消費者に勘違いさせて、代金を支払わせようとする「送りつけ商法」に気をつけてください。

### 相談事例①

注文した覚えのない美顔器が宅配便で送られてきたため、納品書に記載されている電話番号に電話したがつながらない。どうしたらいいか。

### 相談事例②

以前に北海道の業者から海産物を何度か購入したことがある。最近、注文していない海産物が送りつけられて困っている。昨夜電話があった時には「〇〇日に届きます」とだけ言って事業者名も名乗らず、聞いても答えなかった。断りたいがどうしたらよいか。



消費者庁イラスト集より



### 消費者へのアドバイス

1. 注文していない商品が届いたら、宅配業者に理由を伝え、商品を送付した業者の名前や電話番号などを控えたうえで、受け取りを拒否してください。もし、受け取ってしまった場合は、販売会社に注文した覚えのないものが届いたことを伝え、商品の返品と代引配達の場合は返金の相談をしましょう。
2. 通販などでよく買い物をする人は、普段から家族と受け取りについて打ち合わせしておきましょう。
3. 早めに消費者センターに相談してください。

## 情報資料コーナーをご利用ください

ウェルファーム杉並3階には、消費者センターが運営する情報資料コーナーがあり、消費生活関連の図書・資料、新聞などが閲覧できます。一部を除いて図書は区内在住、在勤、在学の方に貸出ししています。貸出希望の方は、住所、勤務先（在勤の方）、在学校（在学の方）を証明できる書類をお持ちください。



ウェルファーム杉並3階 情報資料コーナー

開設時間：午前8時30分～午後9時  
休業日：年末年始、年1回程度の施設点検日

蔵書（図書）の一覧は  
杉並区立消費者センターホームページに掲載しています。

### 新しい本を紹介します

- 妻のトリセツ 黒川 伊保子
- 本当の貧困の話をしよう 石井 光太
- タネの未来 小林 宙

## お気軽に杉並区立消費者センターへご相談ください!

商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などに相談を受けています。杉並区在住・在勤・在学の消費者の方なら誰でも利用でき、相談は無料です。



- 相談方法 電話または窓口へ（ウェルファーム杉並 3階）
- 相談電話 **03-3398-3121**
- 相談時間 平日午前9時～午後4時

杉並区立消費者センター 検索